

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年7月25日
【会社名】	伊藤忠エネクス株式会社
【英訳名】	ITOCHU ENEX CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 小寺 明
【本店の所在の場所】	東京都目黒区目黒一丁目24番12号
【電話番号】	03 - 5436 - 8202
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 寺岡 義行
【最寄りの連絡場所】	東京都目黒区目黒一丁目24番12号
【電話番号】	03 - 5436 - 8202
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 寺岡 義行
【縦覧に供する場所】	伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部関東支店 (さいたま市大宮区土手町一丁目2番地) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部中部支店 (名古屋市中区錦一丁目5番11号) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部関西支店 (大阪市北区中崎西二丁目4番12号) 伊藤忠エネクス株式会社カーライフ事業本部九州支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目2番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、平成20年7月25日開催の当社取締役会において、港南株式会社（以下「港南」といいます。）を分割会社、当社を承継会社とする吸収分割（以下「本分割」といいます。）を行うことを決議し、同日吸収分割契約を締結いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 当該吸収分割の相手会社についての事項

(1) 商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 港南株式会社
 本店の所在地 大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
 代表者の氏名 代表取締役 疋田 耕造
 資本金の額 69百万円（平成20年3月31日現在）
 純資産の額 2,804百万円（平成20年3月31日現在）
 総資産の額 21,171百万円（平成20年3月31日現在）
 事業の内容 . 石油販売事業
 . ゴルフ場運営事業
 . 航空事業

(2) 最近3年間に終了した各事業年度の売上高、営業利益、経常利益及び純利益

決算期	平成18年3月期	平成19年3月期	平成20年3月期
売上高（百万円）	115,264	11,106	14,987
営業利益（百万円）	605	151	185
経常利益（百万円）	705	225	171
当期純利益（百万円）	395	245	150

(3) 大株主の氏名又は名称及び発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合（平成20年6月30日現在）

大株主の氏名又は名称	発行済株式の総数に占める大株主の持株数の割合
有限会社ケーエヌサービス	66.5%
疋田 耕造	32.3%
疋田 米造	1.2%

(4) 提出会社との間の資本関係、人的関係及び取引関係

資本関係

該当事項はありません。

人的関係

該当事項はありません。

取引関係

当社は港南の主要仕入先となっております。

2. 当該吸収分割の目的

石油販売事業を営む当社を取り巻く経営環境は、環境問題や原油価格の高騰に伴う石油製品需要の減少など、年々、その厳しさを増しております。このような状況の中、当社は、M&A等による「質的改善を伴う量的拡大」という戦略の基、事業の拡大を図ってまいりました。この度の港南の石油販売事業の承継とコーナンフリートの子会社化は、この戦略に沿ったものであります。

港南とは当社設立当初から40年以上の永きに渡る取引を継続してきており、お互いの企業文化を理解し合える関係を築いてまいりました。今回の事業承継によって、当社は港南が培ってきた企業文化並びに人的・物的資産を当社内部に取り込むことにより、シナジーを発揮し、更なる発展が可能であると判断致しました。当社と致しましては、今回の事業承継によって、グループのネットワークを更に強化するとともに、先に発表したグループ中期経営計画「Core & Synergy 2010 ~変革の実行を通じて新たなステージへ~」の達成を強力に推進してまいります。

3. 当該吸収分割の方法、吸収分割に係る割当ての内容その他の吸収分割契約の内容

(1) 吸収分割の方法

港南を分割会社とし、当社を承継会社とする物的分割です。

(2) 吸収分割の日程

分割決議取締役会 平成20年7月25日(金)
分割契約締結 平成20年7月25日(金)
分割承認株主総会(港南) 平成20年8月13日(水)(予定)
分割の予定日(効力発生日) 平成20年9月1日(月)(予定)

なお、本分割は、会社法第796条3項に規定する簡易吸収分割であるため、当社は株主総会の承認を得ずに行う予定です。

(3) 吸収分割に係る割当ての内容

本分割に際して、当社は港南に対し、承継する権利義務の対価として、現金による約70億円の交付を行うものとしております。なお、分割の方式及び割当ての内容に関しましては、当社、港南の両社間にて協議・交渉を行った結果、事業の円滑な承継を目的として、合意に達したものであります。

(4) その他の吸収分割契約の内容

港南と当社との間で、平成20年7月25日に締結した会社分割契約の内容は後記のとおりです。

4. 吸収分割に係る割当ての内容の算定根拠

本分割の対価の額を決定するにあたり、当社は、第三者機関として日興コーディアル証券株式会社を選定し、本分割の承継対象事業の事業価値の算定を依頼しました。日興コーディアル証券株式会社は、ディスカунテッド・キャッシュフロー方式(DCF方式)、類似上場企業比較方式及び修正純資産方式により、当該承継対象事業の事業価値の算定を行い、その算定結果を基に、当社が港南と慎重に協議を行った上で、決定致しました。

5. 当該吸収分割の後の吸収分割承継会社となる会社の商号、本店の所在地、代表者の氏名、資本金の額、純資産の額、総資産の額及び事業の内容

商号 伊藤忠エネクス株式会社
本店の所在地 東京都目黒区目黒一丁目24番12号
代表者の氏名 代表取締役社長 小寺 明
資本金の額 19,877百万円
純資産の額 83,707百万円(連結) 74,725百万円(単体)
総資産の額 255,127百万円(連結) 208,377百万円(単体)
事業の内容 . 石油製品、LPガス、高圧ガス、生活関連商品の販売
. 自動車関連事業、都市ガス事業
. 水素エネルギー、DME等新エネルギー開発への取組み

吸収分割契約書

伊藤忠エネクス株式会社（以下「甲」という。）と港南株式会社（以下「乙」という。）は、乙が第2条に定める事業（以下「本件承継対象事業」という。）に関して有する一定の権利義務を以下の条件に従い甲に承継させる吸収分割（以下「本件吸収分割」という。）に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（本件吸収分割の当事会社に係る商号・住所）

(1) 分割会社（乙）

商号：港南株式会社

住所：大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1

(2) 承継会社（甲）

商号：伊藤忠エネクス株式会社

住所：東京都目黒区目黒一丁目24番12号

第2条（本件承継対象事業の定義）

本件承継対象事業とは、乙の営んでいる石油販売事業及びこれに付随関連する事業をいう。なお、本件承継対象事業には、（ ）乙の子会社であるコーナンフリート株式会社（以下「KF社」という。）の管理に係る全ての事業、及び乙の石油販売事業及びこれに付随関連する事業が含まれるものとし、（ ）第7条に定義される効力発生日時点の乙の子会社及び関連会社（子会社及び関連会社は、それぞれ連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年10月30日大蔵省令、その後の改正も含む。）に定義される意味を有する。以下これらを総称して「乙グループ会社」といい、また乙及び乙グループ会社を併せて「乙グループ」という。）の管理に係る事業（但し、KF社に関するものを除く。）並びに乙グループの経営に関する企画及び管理に係る事業（但し、KF社に関するものを除く。）は含まれないものとする。

第3条（本件吸収分割による権利義務の承継）

乙は、本契約に定めるところに従い、本件吸収分割により、第4条に定める権利義務を甲に承継させ、甲はこれを乙から承継する。

第4条（本件吸収分割により承継する権利義務の内容）

本件吸収分割により甲が乙から承継する資産、負債、雇用契約その他の権利義務は、本件吸収分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）において本件承継対象事業に属する、別紙「承継権利義務明細表」に記載する権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

第5条（本件吸収分割に際して交付する対価）

- 1 甲は、乙に対して、本件吸収分割に際して本件承継対象事業に関する権利義務に代えて、金70.5億円を交付する。
- 2 前項に基づく甲の乙に対する金銭の交付は甲乙が別途定める方法により行う。

第6条（甲の増加する資本金及び準備金の額）

本件吸収分割により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第7条（効力発生日）

効力発生日は、平成20年9月1日とする。但し、本件吸収分割の手の進行上の必要性その他の事由に応じ、甲乙協議の上、会社法第790条に定めるところに従い、効力発生日を変更することができる。この場合、乙は、変更前の効力発生日（変更後の効力発生日が変更前の効力発生日前日である場合は、当該変更後の効力発生日）の前日までに、変更後の効力発生日を公告する。

第8条（吸収分割契約書承認総会等）

- 1 甲は、会社法第796条第3項の規定により、同法第795条第1項に定める株主総会による本契約の承認を得ないで本件吸収分割を行う。
- 2 乙は、平成20年8月13日に臨時株主総会を開催し、本契約の承認及び本件吸収分割に必要なその他の事項の承認を求めるものとする。但し、本件吸収分割の手續の進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第9条（善管注意義務）

乙は、本契約締結後、効力発生日までの間において、善良なる管理者の注意をもって本件承継対象事業に係る業務の執行及び財産の管理、運営を行うものとし、その財産又は権利義務に重大な影響を及ぼす事項を行おうとするときは、あらかじめ甲乙協議の上、両者の合意に基づき行う。

第10条（競業禁止）

乙は、自ら又は乙グループ会社をして、効力発生日以後、本件承継対象事業と競合又は類似する事業を直接又は間接に行わず又は行わせない。

第11条（事情変更）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により、本件承継対象事業又は本件承継対象事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務及び契約上の地位に重大な変動が生じたときは、甲乙協議の上、本契約に定める本件吸収分割の条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第12条（本契約の効力）

本契約は、乙の株主総会における承認又は法令に基づき要求される監督官庁等の許認可又は承認等を得られないときは、その効力を失う。

第13条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項の他、本件吸収分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成20年7月25日

甲：東京都目黒区目黒一丁目24番12号
伊藤忠エネクス株式会社
代表取締役社長 小寺 明

乙：大阪府堺市西区鳳東町四丁401番地1
港南株式会社
代表取締役 疋田 耕造

(別紙)

承継権利義務明細表

甲が乙から承継する権利義務の明細は、以下のとおりとする。承継する権利義務のうち資産及び負債の評価については、平成20年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日までの増減を加除した上で確定する。

(1) 資産

本件承継対象事業に属する以下の資産

- 有形固定資産
- 借地権
- 施設利用権
- 関係会社株式（コーナンフリート株式会社株式）
- 差入保証金
- 長期前払費用

但し、次に掲げる施設（以下「対象外施設」という）に関連するものは除く。

- a) 泉北油槽所
- b) 下関油槽所
- c) 福井サービス・ステーション（以下「SS」という。）（春日野）
- d) 石原町SS
- e) 盛岡SS
- f) 八千代SS
- g) 萩原町SS
- h) 亀山SS
- i) 石橋SS
- j) 東部町SS
- k) 岡山SS
- l) いわきSS
- m) 門真SS
- n) 京都上SS
- o) 浜寺SS
- p) 東広島SS
- q) 保養所
- r) 社宅・寮

(2) 負債

負債は、これを一切承継しない。

(3) 契約上の地位及びこれに付随する権利義務

乙が当事者となっている、本件承継対象事業に属する売買契約、賃貸借契約、リース契約、使用許諾契約、その他本件承継対象事業に属する一切の契約上の地位及び権利義務。

但し、次に掲げる契約上の地位及び権利義務を除く。

- a) 従業員との雇用契約
- b) 対象外施設に関連する契約
- c) 株式会社サンセキ、関西第一石油株式会社、又はコトブキ石油株式会社との間の一切の契約

(4) 許認可

乙が、効力発生日において、本件承継対象事業に関し取得している一切の許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上甲において承継することができるもの

以上